

日米知財教育の比較と弁理士の将来像*



竹中 俊子**

目 次

1. はじめに
2. 米国の大学における知財教育
 - i 米国の知財専門家
 - ii ロースクールにおける教育
 - iii ロースクール以外の学部における教育
3. 日本の大学における知財教育
 - i 法科大学院における教育
 - ii 法科大学院以外における教育
 - iii 日米における違い及び今後の課題
4. 弁理士と知財教育
5. 結び

.....

1. はじめに

昨年3月、知的財産基本法⁽¹⁾が施行されたことに伴い、内閣に知的財産戦略本部が設置され、7月には、その戦略本部によって基本法の目的を達成する施策とその担当省庁を明確にする推進計画が公表された⁽²⁾。更に、今年5月には昨年の推進計画の270項目を上回る400項目の施策を掲げた新たな推進計画⁽³⁾が公表されたが、いずれの推進計画においても、知的財産立国の実現のために、知的財産の権利化や紛争処理等専門的サービスを提供できる人材の育成が急務とされている。特に弁理士は、増員により競争を促し提供されるサービスの質を高め、且つ国際競争力を持つ知的財産専門家として活躍することが期待されている⁽⁴⁾。従って、弁理士自体が大学や弁理士会が提供する教育・研修システムを通してその専門知識を向上させるよう努めることはもちろんであるが、推進計画に掲げる一般国民の知的財産意識の向上のため、大学等で提供する教育、研究、研修システムの講師として、重要な役割を担うことが期待されている。

米国をはじめとするアングロサクソン諸国は、企業や政府の関係者が法律家としての教育も受けて企業経営や国際交渉を行うため国際競争力を持つといわれるが⁽⁵⁾、日本でも国際競争力を持つ人材の養成には伝統

的な法律の専門家である弁護士のみならず、国際的取引が予想されるあらゆる職種において法律的な訓練を行いハイブリッドな専門家の養成が必要となる。米国において、知財分野のこのようにハイブリッドな専門家の代表は技術のバックグラウンドを持ちロースクールで法学教育を受けた特許弁護士 (Patent Attorney) である。

従って、本稿では、米国で知財を扱う各種専門家について説明した後、特許弁護士をはじめとする知財法曹を養成するロースクールにおける教育を中心に米国の大学における知財教育を紹介し、日本の法科大学院及び知的財産専門職大学院での教育と比較し、国際競争力を持つ知財専門家養成のために日本の教育に必要な変革について提言を行う。また、各種知財教育機関による専門家養成により招来される競争の激化に備えるため必要な弁理士のための教育・研修システムについても言及する。

2. 米国の大学における知財教育

i 米国の知財専門家

米国の知財専門家というと、弁理士はすぐに特許弁護士又はパテントエージェントを思いつくが、他にも様々な専門家が知的財産の創造、保護及び活用に関わっている。ロースクールを終了後、州の司法試験に合格し法曹として知財に係わる専門家の中にも、特許弁護士の他に、知財訴訟弁護士及びいわゆるソフト知

* 本稿は竹中俊子「米国の大学における知財教育と日本に対する提言」知財管理 53 巻 5 号 719 頁 (2003) に基づき、2004 年以降に始まった日本における法科大学院等での教育に関する情報を更新し、弁理士の貢献に焦点をあてて加筆したものである。

** ワシントン大学ロースクール教授。ワシントンリサーチフロンデーション・W ハンターシンプソン・プロフェッサー・オブ・テクノロジー。同ロースクール先端知的財産研究所 (CASRIP) 所長及び知的財産法・政策マスタープログラム副所長。

財弁護士とよばれる知財のライセンスを主に扱う弁護士の3種類が存在する。このうち、特許弁護士だけが、米国特許商標庁（USPTO）が行うパテントバーを合格したパテントエージェントとしての資格と州の司法試験を合格した弁護士としての資格をあわせもつ。特定理工学分野の学部卒業又はそれに相当する技術的知識を持つことがパテントバーの受験資格となるため⁽⁶⁾、特許弁護士は技術と法律に関する真の意味でのハイブリッドな専門家である。これに対し、知財訴訟弁護士及びソフト知財弁護士になるには州の司法試験合格だけが条件とされ、理工学部卒業またはそれに相当する技術知識を持つことが要件とはされていない。従って、特許弁護士はUSPTOに対する特許出願手続のみならず、特許をはじめとする知財訴訟やライセンスを専門とする者も多く、この意味でオールマイティな資格である。そのため、米国の知財専門法律事務所（IP Boutique Law Firm）の多くは、特許弁護士のみを雇用したがる傾向にある。

一方、法律全般を扱う総合法律事務所や訴訟一般を扱う事務所では、特許弁護士に限らず広く司法試験合格者を雇用している。特許事件でも事実問題の争点については陪審による審理が行われる米国では、一般市民である陪審員に特許に関わる技術をわかりやすく説明する技術が特許訴訟弁護士に求められるため、かえって技術の素人である訴訟の専門家が代理した方が良いと考える意見もある。また、ライセンス交渉では問題解決能力やビジネスに関する基礎知識が必要で、技術理解が必ずしも交渉に重要な要素とならないことも多い。従って、技術知識を持たず知財訴訟弁護士、ソフト知財弁護士として活躍している者も多い。

以上は法曹資格を持つ知財専門家であるが、それ以外にも特許出願についてはパテントエージェントが存在する。パテントエージェントは特許出願手続に関するUSPTOでの代理業務を行うが、侵害事件やライセンス等権利の争訟に関する代理権は有していない。パテントエージェントになるために、ロースクールに行く必要は無く、USPTOが行う試験に合格すればパテントエージェントとして登録される。

この他、大学等研究機関の技術移転オフィスで働くテクノロジーマネージャーも、法曹資格を持つ者は少ない。大多数のテクノロジーマネージャーは、もと研究者でパテントエージェントの資格を持つ者もいる

が、特許等について正式な法学教育を受けたことの無い者も多数働いている。技術評価やマーケティングが彼らの仕事の大きな部分を占め、ライセンスの交渉は行っても、実際の特許出願手続や契約書作成手続は外部の弁護士によって行われることがほとんどであるため、必ずしも法曹資格が必要では無いと認識されている。むしろ、元研究者であることによって、技術を理解し、大学等研究機関の組織及びカルチャーを理解しその研究者である発明者とより良いコミュニケーションをとって、技術移転先企業や特許弁護士とのリエゾンを行う技能が重視されているようである。

このように知財分野の専門家は多岐にわたり、米国の大学ではロースクールにおいて、技術と法律のハイブリッド専門家である特許弁護士をはじめとする知財専門の法曹を養成する専門職教育を行うと同時に、他学部でもその専門の必要に応じた知財教育を行っている。それによって、将来発明者として、企業家として特許の取得・活用に携わる一般技術者の知的財産に対する理解と意識を向上させるとともに、技術評価・管理の専門家としてテクノロジーマネージャーを養成している。従って、以下で、ワシントン大学の例を中心にアメリカの大学における知財教育を紹介する。

ii ロースクールにおける教育

(1) J.D. と LL.M.

米国大学における知財専門家養成の中心的役割を担うのはロースクールである。ロースクールは日本と異なり、4年の学部を卒業した者にのみ入学資格が与えられる大学院レベルに位置する。しかし、法科大学院は、弁護士という高度な知識と実務技術を要する専門職を養成するために作られた教育機関であるため、科学技術の発展のため研究を行うことをその目的とする通常の大学院と区別して専門職大学院（Professional School）と呼ばれる。ロースクールのプログラムは、法曹専門職に関する最初の学位であるJ.D. (Juris Doctor)⁽⁷⁾を授与する学部レベルのプログラムと、さらに一定分野の専門性を高めるために原則としてJ.D.取得者にのみ入学を認める大学院レベルの学位を授与するLL.M.及びS.J.D. (Doctor of Juridical Science又はDoctor of the Science of Law)又はPh.D. (Doctor of Philosophy)プログラムに分かれる⁽⁸⁾。

J.D.プログラムは3年間で終了し、ABA（アメリカ

弁護士会)の認定するロースクールのJ.D.取得者は各州の司法試験受験資格が与えられる⁽⁹⁾。J.D.プログラムの1年目は、民法、憲法、刑法等基本法と基礎的法曹実務技術の必修科目で埋まり、知的財産権法等の応用選択科目を学び始めるのは2年目からである。J.D.の学生の多くは2年目に卒業後に専門としたい分野の科目を履修し、3年目は司法試験科目やクリニックやエクスターンシップ等の実践的法曹実務技術科目を履修する。2年目3年目の応用科目の選択で学生が一番考慮するのは、専門性と法曹実務技術の取得である。米国の各州の司法試験の合格率は高く、ワシントン州では80%近く、最も困難であるといわれるニューヨーク州やカリフォルニア州でも50%を越えているので、日本のように司法試験のためだけに勉強するというのは受験前に予備校に通う1ヵ月ほどの期間に限られる⁽¹⁰⁾。

これに対し、LL.M.プログラムは既に米国又はその他の国で法学教育を終了し司法試験の受験資格を持つ者を対象とし、1年間で終了とする。LL.M.プログラムは本来、既に法曹資格を持つ者の特定の法律分野における専門的知識・実務技術を高めることを目的とするので、LL.M.の学生は応用選択科目のみを履修する。このような専門性を必要とする法律分野の代表が税法であり、ニューヨーク大学をはじめとして多くのロースクールが税法のLL.M.プログラムを設置してきたが、最近になって知的財産権法のLL.M.も急速に増加している。

米国ロースクールのLL.M.は、渉外法務を専門とする弁護士を日本をはじめとする諸外国から留学生として受け入れている。コモンロー以外の国の法学部卒業生は、LL.M.を卒業することによりニューヨーク州又はカリフォルニア州の司法試験の受験資格が与えられる⁽¹¹⁾。これらの学生は基本的には自分の専門分野の応用選択科目を履修するが、ニューヨーク州が少なくとも2つの試験科目の履修を義務付けているため、契約法等の基本科目を履修する者も多い。尚、基本的には法学部卒業がLL.M.応募資格となっているが、知財に関するLL.M.では、他の国の弁理士制度も考慮して、法学部卒業と同等な知財に関する経験がある弁理士や審査官、企業特許担当者については、入学を許すようになってきている。当ワシントン大学も経験に基づいた応募資格を認めている⁽¹²⁾。ただし、この

場合、LL.M.を卒業しても、ニューヨーク州の司法試験受験資格を取得することはできない。

あまり多くはないが、いくつかのロースクールでは、S.J.D.又はPh.D.プログラムを開講している⁽¹³⁾。これらのプログラムの学生は主に外国からの留学生であり、通常の大学院と同様、法律分野における高度な研究を行い、博士論文の提出が学位授与の条件とされる。卒業後は本国に帰り法学部教授となる者が多い。

(2) カリキュラム

前述した通り、知的財産権は応用・選択科目として教えられているが、これらの科目はさらに専門法律分野の基礎理論を教える講義科目と法曹実務技術を学ぶクリニック科目に分かれる。ワシントン大学ロースクールでは、J.D.学生向けの基礎理論科目として、特許法(4単位)、商標法及び不正競争法(3単位)、著作権法(4単位)を開講している⁽¹⁴⁾。1年で知的財産に関する基礎と応用科目を学ぶ必要があるLL.M.の学生には、8単位で特許・商標・著作権・トレードシークレット・ライセンスの基礎を総合的に学ぶ知的財産権法コアコースが特別に用意されており、3学期の最初の学期に基礎を全て習得した後、残り2学期はJ.D.の学生と一緒に知財の応用科目を履修する構成となっている。知的財産権法を専門とせず基礎知識だけを学びたい学生又は他学部の学生は知的財産権法(4単位)を受講することができる。以上の基礎科目は商標法を除き、全て5人の専任教授によって担当されている。

このように、知的財産権の概論とは別に各法律について個別に講座を設けるようになったのは、米国においても比較的最近の現象である。筆者が最初に渡米した1989年には、個別に講座を設けていたのはジョージワシントン大学等、知財のLL.M.プログラムを開講していた2~3のロースクールに過ぎなかった。ワシントン大学においても、世界的に有名なドナルド・チザム教授を擁していたにも拘らず、知的財産権法(4単位)と知的財産権法ゼミ(4単位)の二講座しか存在していなかった。それでも、専門の教授がいれば良い方で、知的財産権の講座を持っていない大学も多く、あっても非常勤の弁護士が担当しているロースクールが大半であった。

しかしながら、米国における知的財産権法をめぐる状況はこの10年で急速に変化した。現在ではほぼ全

てのロースクールが知的財産権法の講座を持ち、専任の教授を抱えている。知的財産権の各科目ごとに講座を持つロースクールも急速に増え、有力ロースクールでは、特許、商標、著作権をそれぞれ専任の教授が担当するのが主流となりつつある。また、従来、知的財産権法は実務教育を主眼としてきた比較的小規模なロースクールが他との差別化を図るために力を入れてきたが、最近は大手の大学全体としても評価の高いニューヨーク大学やスタンフォード、コロンビアといったロースクールも知財プログラムを拡充してきている⁽¹⁵⁾。

知的財産権に対する関心の高まりを反映して、知的財産権教育の充実を強調するロースクールも最近になって急速に増えてきた。このようなロースクールでは、基礎科目に加え、知的財産権の様々な応用科目、実務技術科目の講座を開設している。ワシントン大学の例を挙げると、応用科目としては、上級特許法（3単位）、国際比較商標・著作権法（3単位）、コンピュータソフトウェアの法的保護（3単位）、バイオテクノロジーと知的財産権（3単位）、実務技術科目としては、特許訴訟戦略（3単位）、特許取得手続（3単位）、戦略的技術ライセンス（3単位）、ライセンス契約交渉・作成技術（3単位）が常時開講されている。これらの実務技術科目は主に、シアトル近郊の特許事務所又はマイクロソフト等地元有力企業法務部の特許弁護士によって担当され、授業は教室で行われるものの、実際の実務の状況をシミュレートし、訴訟やライセンスに使われる書面を準備させる等実践的な教育が行われている。米国法曹界においても、ロースクールに即戦力となる学生の教育を求める要求は高まっているが、このような実務技術科目の増加はこのような要求に応えるものである。この他、Eコマースに関する研究センター設立に伴い、電子取引における犯罪やプライバシーの権利を扱う講座も増設された⁽¹⁶⁾。最近は、医療プログラムと一緒に製薬やバイオ特許特有の問題を取り扱う特別講義も増えてきている⁽¹⁷⁾。

これらの教室における座学に加え、ワシントン大学をはじめとする知財に力を入れているロースクールはエクスターンシップ及び知財クリニックを通して、学生が実際に特許訴訟や技術移転の現場に携わる機会を与えている。エクスターンシップ・プログラムは米国のロースクールで広く採用されているが、その典型的

なものとは裁判所におけるエクスターンシップである。知的財産権の基礎・応用科目を習得した学生は地元の連邦地方裁判所や第9区控訴裁判所やワシントンDCの連邦巡回控訴裁判所で裁判官のインターンとして働くことができる。これらの裁判所が扱う事件は知的財産権の紛争に限られないが、学生たちは裁判官のもとで働くことによって、裁判官から見た訴訟の進め方や弁論の方法などを学ぶことができる。従って、裁判所でのエクスターンは人気が高く、受け入れ先も限られているため、競争率は高い。

また、知的財産に関するエクスターンシップとしては、ワシントン大学の技術移転部（TLO）も人気が高い。このエクスターンシップで、学生は、大学における研究の成果として生まれた発明の先行技術や商業的価値の研究をし、出願の決定を受けたときには米国特許商標庁に提出する予備出願に必要な書面を用意する。その他、ライセンスに関し必要になった事項について法律問題の研究をしたり、ソフトウェアについて著作権登録の手続きをし、技術移転のいろいろな場面で実践的経験を得ることができる。現在、TLOでの研修は各学生個々に行われるエクスターンシップ・プログラムに限られているが、法曹資格者たちが一定の実践カリキュラムを組み、大学から生まれる発明に基づく起業に係る法律問題について実務経験を通して指導する知的財産技術起業クリニックプログラムをビジネススクールと共同で準備中である。

更に、知的財産権法は技術の進歩、ビジネス形態の変化と共に発展していかなくてはならないという現代的な課題を抱えている。知的財産権の学際的特色を考慮し、ワシントン大学では、他分野や他大学から講師を呼び先端的な問題を考えるワークショップを開催している。また、J.D.プログラムを卒業するためには、少なくとも一つの論文を書かなくてはならないが、知的財産権法からリサーチテーマを選ぶ学生のため、論文指導セミナーも開講している。このセミナーでは、担当教員が学生とマンツーマンで指導に当たっている。

この他、ワシントン大学では、知的財産権と銘打っていない科目でも、知的財産権を扱う講座が少なくない。たとえば、国際契約（4単位）の講座は、ビデオ会議施設を使ってワシントン大学と東京大学の学生チームの間で契約交渉を行わせるユニークな授業

を行っているが、その契約の内容は技術ライセンス契約である。この他、1年生の基礎法律科目の財産権（Property）法や、不法行為法の中でも知的財産権法の事件が一部取り扱われている。また、知的財産権法周辺の技術分野領域であるインターネット法や電子取引法、テレコミュニケーション法等においても知的財産権法は重要な分野を占めている。

このように、ワシントン大学ロースクールの知財科目は法理論及び実務両面から先端技術保護を学べるよう広範なカリキュラムが組まれている。カリキュラムは大学教授、知財弁護士で構成される委員会の助言に基づき常に見直しが行われ、時代のニーズに合うよう改善されている⁽¹⁸⁾。米国の大学教育プログラムを評価するランキングはいくつか存在し、その中でも特に有名なU.S. ニュースによる知的財産権プログラムの2005年ランキングは1位カリフォルニア大学バークレー校、2位はジョージワシントン大学、3位はスタンフォード大学となっているが⁽¹⁹⁾、これらの大学の知財科目もだいたい同様の内容となっている。尚、U.S. ニュースの分野別ランキングは知的財産権を担当するロースクール教員から毎年ランダムに選ばれた者に投票用紙が送られてきて、その投票によって決定されている。従って、プログラム自体の質とは関係なく、知財の専任教員の多いロースクールや投票の時期に宣伝のパンフレット等を送りアピールしたプログラムが上位に選ばれやすいという批判もある。

ワシントン大学のJ.D.の学生が知的財産を専攻する場合、J.D.卒業資格の135単位の中で一定単位数の知財科目を履修する知財集中トラック⁽²⁰⁾とJ.D.の卒業単位に加えてLL.M.の28単位を取得してJ.D.とLL.M.を同時に取得するトラックのいずれかを選ぶことができる⁽²¹⁾。一方、ワシントン大学以外のJ.D.プログラム又は外国の法学部を卒業した者がLL.M.を取得するためには、知的財産権の科目を中心に40単位の取得が義務付けられている⁽²²⁾。

(3) 授業の形式

日本の大学から視察に訪れる先生方が一番興味を持たれるのは授業の進め方である。中央教育審議会による法科大学院の設置基準等についての答申が、米国のロースクールに倣って「双方向的・多方向的で密度の濃い」教育を行うよう示唆するため、一方的に講義をする現在の日本的授業の形式を変更する必要に迫られ

ているからである⁽²³⁾。日本では、この双方向的な教育方法が「ソクラティックメソッド」として理解され、全米のロースクールでは誰もがこの方法で授業を行っていると感じている方も多いようである⁽²⁴⁾。しかしながら、私の知る限り、現在のアメリカのロースクールで純粋なソクラティックメソッドにより授業を行っている教員は少数派である。純粋なソクラティックメソッドとは、ある法律上の論点について、教員が一人の学生に対し浴びせかけるように次から次への質問をし、その理解の程度を確認すると共に即座に回答する技術を訓練するものである。当然のことながら、学生は大きな精神的重圧にさらされ、また、毎回念入りに授業の準備を行う必要があり、学生からの反発も受けやすい⁽²⁵⁾。従って、ソクラティックメソッドを採用する教員も、前もって質問する学生を予告していたり、一つの質問に答えたら、他の学生に質問をするなどの修正を加えている。

米国ロースクールの教授法のもう一つの特徴であるケースメソッドは、判例を読むことによって、事実の分析、その事実に対する法律のルール適用の訓練を行い、弁護士としての考え方を学ばせるという教育方法である。判例は特許をめぐる紛争の具体例の集大成と考えることができ、このような紛争を回避し、また紛争が生じたときにどのような対処を行うべきかについて実践的に学ばせる最も重要な教材である。ケースメソッドによる教育方法は、学生たちが法曹として事実を評価するための基本的な素養を身につけるために重要であり、今でも1年の基礎科目に限らずほぼ全ての講義形式の授業で採用されている。しかし、この教授方法は実践的ではあるものの、日本のように法理論を直接教えた方がより効果的であるという指摘もあり、2年3年生の学生に対しては法理論の講義とあわせてケースメソッドを使用している教授も多い。

どのような教授方法をとるかに拘わらず、米国ロースクールの教員が特に配慮していることは、学生に授業参加の機会を与えることである。例えば、筆者の特許法の授業においては、エキスパート制を採用し、毎回1～2人の学生が前もって担当として選ばれており、質問に集中的に答えることになっている。これによって、全員の学生が少なくとも一回は授業に参加することになる。これとは別に、授業で特に活発に発言を行った学生に対しては、期末試験の点数に加え一定の追加

点が与えられる。このように、各教員は、学生が自発的に授業に参加し、議論の機会を作るようそれぞれ工夫している。

米国ロースクールで双方向的な授業が可能な理由は、教員の努力のみならず、学生の構成にも大きく依存する。現在の日本の法学部と異なり、米国ロースクールは多種多様な経歴を持つ学生によって構成されている。大学を卒業してすぐにロースクールに来る者もいるが、卒業後いずれかの職に就いていた者、大学院を卒業した者も多い。特に、知的財産権を専攻する学生は、既に技術系企業で働いた経験がある者や、理学部や工学部で修士号や博士号を取得した者が多い。これに米国又は外国での法律実務経験を持つ LL.M. の学生が加わる。このような学生は、はっきりとした目的意識を持ってロースクールに来ているので、特に専攻する分野の授業は念入りに準備し、議論にも積極的に参加する。ロースクールに来る前の職場や研究所での経験に基づく発言は示唆に富んでいる。また、特許法の講義で扱う判例はコンピュータやバイオテクノロジー等先端技術を扱うものも多いが、毎年いずれの分野もクラスに何人か専門知識を持つ者がいて、問題となった技術を素人でも理解できるようにわかりやすく説明するエキスパート役を買って出してくれる。我々教員は、学生との議論から更に法律の理解を深めており、授業は学生と共に作り出していくということが共通の認識であるように思われる。

尚、授業の内容については、常に法理論や政策論のみならず、実務についても触れるように心がけている。米国ロースクールの教員は何らかの形で実務に携わった経験がある者が大半を占めている⁽²⁶⁾。私の場合も、外資系半導体企業の特許部で働いた経験と弁理士として法律事務所で働いた経験から、実際に発明者とのインタビューがどのように行われるか、発明日立証の証拠集めや特許庁とのやり取りなどなるべく関連する事項ごとに話すようにしている。ワシントン大学では、特許訴訟やライセンス等実務技術の科目を別途開設しているが、J.D. の学生には知財基礎科目のみしか履修しない者も多数存在するので、ある程度、実際に判例を通して勉強した特許性が実際に特許庁でどのように審査されるか理解する機会を与えたいからである。例えば、米国では先発明主義を採用するが、実際には 99.9% 以上の出願が出願日を発明日と推定して先

願主義により審査される⁽²⁷⁾。このように、実際の実務と法律が遊離する場面は多々あるので、法曹資格者を養成することを目的とするロースクールの教員は実務を反映した上で法律を教えることが要求されるのである。

以上は、通常の講義形式の授業であるが、米国ロースクールでは、法理論のみならず法曹技術を学ぶ授業が多数存在する。まず一年目に必修科目として依頼者の面接から訴訟までの一連の弁護士としての技能をシミュレーションによって学ばせる基礎法曹技能 (Basic Legal Skill) のコースでは、試験ではなく学期中度々だされる課題により成績が決まる。知財に限ってみれば、ライセンスの授業では実際にクラスをいくつかのチームに分けて一定の事実に基づいて交渉させ、その過程と最終的に締結されたライセンス契約の内容によって成績が判断され、学生の積極的参加が授業構成の前提となっている。更に知財クリニックやエクスターンシップ・プログラムにおいては、弁護士の指導を仰ぐものの、実際にワシントン大学というクライアントのために発明の評価、出願及びライセンス契約の準備をし、通常企業の法務弁護士や特許弁護士と同様の活動を行うようになる。即ち、学生たちは 3 年間を通して徐々に教室で習った法理論を実際の実務で取り扱う個々の事件に応用していく力を身につけるのである。

しかしながら、米国ロースクールの教育は実務技術習得にのみ力を入れているわけではない。ワシントン大学を含めて、どのロースクールも現在の法制度を厳密に分析し批判する論文 (Analytical Writing) を書くことを卒業の条件としている。知財 LL.M. プログラムにおいても、論文が卒業の必須要件とされている。学生たちは、判例が存在しない先端分野の法律分野や解釈に争いのある法律問題をテーマに選んで、立法経過や判例の調査をし、指導教官と議論をしながら現行制度の欠陥を指摘し、法目的、政策にかなった解決方法を模索していく。たとえ学生の書いた論文であっても、現行法を正確に分析し改善の示唆に富むものであれば、大学の教員や弁護士の論文と共に法律雑誌に発表する機会が与えられ、その論文が控訴裁判所や最高裁に引用される可能性さえ存在する⁽²⁸⁾。そのため、ロースクールの教員自身も優れた研究者であって、常に新しい研究テーマを求めて判例や実務の動向に敏感でな

くてはならないと思う。

(4) 夏季集中プログラム

米国ロースクールの J.D. 又は LL.M. プログラムは通常 8 月末又は 9 月末から翌年 5 月初め又は 6 月初めまでの 9 ヶ月を 2 学期 (セメスター制) 又は 3 学期 (クォーター制) に分けて授業が行われる。J.D. の学生の多くは 3 ヶ月の夏休みに法律事務所で Summer Associate として働くことを望むが、1 年目の夏はまだ基礎法律科目しか履修していないので、法律事務所に就職することはなかなか困難である。従って、多くのロースクールでは就職できなかった学生のため、夏休みにもいくつかの講座を開講している。最近では、知的財産権の集中講座を開講するロースクールも多い⁽²⁹⁾。これらの講座は全米弁護士会 (ABA) が認可したロースクールで開講されたものであれば、自分の通うロースクールの単位として認められるので、短期間で卒業するため、又は通常の学期中の負担を軽くするために、あえて法律事務所での就職をあきらめ夏季集中講座に通う学生も多い。

それとは別に、内外の弁護士向けに夏季集中講座を行うロースクールもある。ワシントン大学では 10 年前から主に外国の弁理士、企業内特許担当者向けに夏季集中講座 (Summer Institute) を開催している⁽³⁰⁾。このプログラムは後述する国際会議をカリキュラムに含むので、米国の特許制度の基礎のみならず、先端分野における最新の情報を入手できるとして、日本の特許庁をはじめとする政府機関及び裁判所からも参加者が派遣されている。その結果、プログラムは弁理士、弁護士、審査官、判事が机を並べて特許を学ぶ非常に貴重な機会を与える結果となった。

(5) CLE : 弁護士に対する生涯教育

米国のロースクールは学生の教育のみならず、弁護士の生涯教育においても重要な役割を果たしている。米国弁護士は各州の弁護士会に所属しているが、大多数の州でセミナーや勉強会に参加し年間一定時間の法律を勉強する機会を持たなくてはならない。この制度は生涯法律教育 (Continuing Legal Education: CLE) と呼ばれ、ワシントン州では 3 年間で 45 単位 (そのうち 6 単位は弁護士倫理) の履修が義務付けられている⁽³¹⁾。知財の CLE プログラムは知財専門家向けのプログラムのみならず、一般弁護士向けの入門プログラムも大変人気がある。

CLE プログラムは専門会社によっても提供されているが、ロースクールも各種セミナーや集中講座を主宰している⁽³²⁾。例えば、ワシントン大学は毎年 7 月に先端技術保護のための国際会議を主宰しているが、このプログラムも CLE の単位数が承認され、多数の弁護士によって参加されている⁽³³⁾。また、LL.M. の知財科目の一部を履修し、CLE の単位として申請することもできる。

iii ロースクール以外の学部における教育

米国の大学ではロースクール以外にもいろいろな学部で知的財産権に関する講座が開講されている。これらの講座は各学部の専門に応じて授業の内容を変え、主に大学院レベルの講座で知財を教えている。例えば、ビジネススクールでは、企業知財部で働いた経験のある弁護士が知的財産権マネジメントという講座を開講している。授業の内容はビジネス専攻の学生を念頭に、ロースクールの授業のように判例を読んで法のルールの実事への適用を学ぶのではなく、実際に自己のビジネスモデルにおいて提供する製品、サービスがどのように知的財産権によって保護されるかという観点から講義が進められる。

特にビジネススクールには、技術起業センター (Center for Technology Entrepreneurship)⁽³⁴⁾ と技術 MBA プログラム⁽³⁵⁾ が存在し、他の学科以上に知財教育に力を入れている。例えば、技術起業センターが主宰するビジネスプランニングの講座では、MBA の学生がロースクール及び工学部又は医学部の学生とチームを作って実際に大学から生まれた研究成果である発明の商業化のためのビジネスプランを作成するという試みが行われている⁽³⁶⁾。MBA の学生は発明の市場調査を行い、ロースクールの学生は知的財産権取得のための先行技術調査及び市場販売に関連する法規制や製造物責任等法律面に関する調査を行う。工学部・医学部の学生は MBA 及びロースクールの学生の発明の技術理解面でのサポートを行う。このチームは各分野の専門家である教員の指導を受けながら、ビジネスプランを作成し、最終的には実際のベンチャーキャピタリストである審査委員の前でプレゼンを行いプロジェクトを終了する。この過程で、学生たちはお互いの専門分野について学びあい、実際のビジネスと同様の経験を得るのである。この中でも、研究成果の知的財産権保護は重要

な教育の要素となっている。

この他、工学部・医学部では特許法を中心に、情報学科 (Information School)・公共政策学科 (School of Public Affair) では著作権法を中心に、知的財産権の講座が設けられている。これらの講座はロースクールの教員が担当しているものもあるが、大部分は地元法律事務所、企業知財部の弁護士等の非常勤講師が担当している。正式な講座とは別に、就職説明会の一環として特許弁護士や医療法関係専門の弁護士を招いて講演が行われることも少なくない。これらの講座は、社会科学の観点から知財制度を検討したり、自分の研究成果の法的保護の必要性から開講されているが、これが知財に対する興味を持つきっかけとなり、後にロースクールをめざすきっかけとなることも少なくない。知財に対する関心の高まりを反映して、私のところにロースクールについて相談に来る学生が最近急に増えている。

また、ロースクールも先に述べたように4単位の知的財産権法概論の講座を開講し、他学部の学生を積極的に受け入れている。更に知的財産権法について学びたい他学部大学院生は、特許・商標・著作権法のうち、自分の専門分野の講座をとり、2科目の知財応用科目の講座をとることで、知財修了証書 (IP Certificate) を取得することができる。

さらに、ワシントン大学では、州の一般市民生涯教育のため夜間プログラム (Extension Program) を各種開講しているが、知的財産権管理コースはその中でも人気の講座である⁽³⁷⁾。このコースは、シアトル近郊の中小企業や公的研究機関の勤務者及び起業家を対象とする。従って、弁護士を対象にするものではないが、毎年、何人かの弁護士が学生として参加している。この講座もビジネスとの関係で知的財産権を学ぶため、弁護士のみならず、実際に技術に基づく起業を成功させた起業家や知的財産権の評価を専門とする会計士等も講師として招いて、実践的な授業を行っている。このプログラムが弁護士が LL.M. に、非弁護士が J.D. プログラムに来るきっかけになった例もある。

3. 日本の大学における知財教育

i 法科大学院における教育

日本では2004年4月から法科大学院が開校された。中央教育審議会の答申では、法科大学院で開講すべき

主な科目の展開・先端科目郡の例として、知的財産権法を挙げているため⁽³⁸⁾、どこの法科大学院も少なくとも1科目は知的財産権の講座が開講されているようである。しかしながら、大多数の法科大学院の知的財産科目の講座は1つに留まっている。その中で、複数の専任及び実務家教員をおき国内のみならず外国知的財産法の講座を開講し、法律事務所や特許庁で実務研修を行うクリニックを設ける早稲田大学法科大学院の知財カリキュラムは異彩を放っており、その充実度はアメリカのロースクールの LL.M. プログラムとひけをとらない⁽³⁹⁾。これは、全米最高峰のジョージワシントン大学ロースクールでの留学経験のある高林教授の構想に基づくものであるが、このような贅沢なカリキュラムが組めるのも、早稲田法科大学院が司法試験合格後の競争にうちかつ質の高い法曹養成をめざすという、ロースクール導入当初の理念に忠実であるからに他ならないであろう。

残念ながら、現実には、多くの法科大学院のカリキュラムはロースクール導入理念から離れている傾向にある。法科大学院卒業者は2006年から実施される新司法試験の受験資格が与えられる⁽⁴⁰⁾。新司法試験の合格率は当初7~8割の合格率を予定していたようであるが、最近発表された法務省の素案によると、2006年の法科大学院卒業生の合格率が34%でその後も2割程度で推移するとの試算が明らかにされた⁽⁴¹⁾。そのため、多くの法科大学院では、養成する法曹の質及び国際競争力の向上より、とにかく司法試験の合格率をあげるため、試験科目の履修及び受験技術にカリキュラムの重点をおく危険性がある。新司法試験において、知的財産権法も選択試験科目の一つとなることが決定したが、他の選択科目と比較すると、範囲も広く内容も実体法と手続法が複雑に関連し難解であることから、選択する受験者は少ないのではないかという指摘がある。実際、韓国では既に知的財産権法が選択科目とされているが、選択する受験者は少ないと聞いている。日本は知的財産立国を国家戦略に掲げ、推進計画に知財専門家の養成として法科大学院での教育充実を謳っているが、実際に複数の知的財産権法科目を開講している大学院は少なく、そのような大学院においても、欧米知的財産法等の司法試験と直接関係の無い講座に学生が集まらないということも考えられよう。このことから、大学院側もアメリカのロースクールの

ように知的財産権法をはじめとするビジネスローを中心に特色のあるカリキュラムを作り互いに教育の質で競争するというにはならないのではないかと懸念されている。

また、早稲田法科大学院の場合、法学部卒とその他の学部卒を区別することなく、試験により2年短縮コースで学べる学生を選抜しているため、他の法科大学院と比較すると理工学部をはじめとした法学部以外の出身者及び社会人も多いが、それでも法学部を卒業してすぐに入学した学生はアメリカのロースクールより多い。また日本の法科大学院は法学部と併設されることから、同じ大学の出身者の割合がアメリカのロースクールに比較して非常に高い。法務省の発表した司法試験の合格率が予想よりかなり低いことから、他学部出身者については4年多く既に勉強している法学部出身者との競争に勝てないという懸念から、また社会人については現在までに築いた社会での地位を投げ出すにはリスクが高すぎるため、大幅に減少するという予測が出されている。この予測が現実となれば、アメリカのロースクールのように学際的教育環境を作り出し、学生同士が学びあう機会を提供することは非常に困難となる。この点でも、アメリカ型ロースクール導入理念と離れる結果となることが懸念されている。

2006年以降も、法科大学院に行かずに従来通り司法試験を受けて合格するというオプションは残されるが、この従来のオプションによる合格数は段階的に減らされるとされている⁽⁴²⁾。アメリカでもニューヨーク等、多くの州でロースクールに行かずに弁護士のもとで修習する等して司法試験の受験資格を取得し法曹となるオプションは残されている。ただし、このように合格してもロースクールでの教育を受けていないので法律事務所への就職は困難である。日本では、あたかも従来のオプションで合格率の低い司法試験を合格したの方が優秀であるという認識を持つ者も多いようである。このような認識はロースクールが従来の法学部や受験準備期間と同様の機能しか持たないことを前提とし、より困難な試験を合格した者が優秀であろうとする議論である。このような認識を払拭するためにも、法科大学院は司法試験合格後の法曹としての実務教育や知的財産等先端法律分野の教育に力を入れ、司法試験を合格しただけの者にはない競争力習得により、現在のアメリカのように法科大学院を出ていない

と実践に役立たないという認識を社会一般に根付けるよう努力すべきであろう。そうなれば、自ずと従来オプションを望む者は少なくなり、その合格枠もしぼられてくることになるだろう。

なお、新司法試験導入後の制度においても、ロースクール卒業生は、従来オプションでロースクールに行かずに司法試験に合格した者と同様、1年の司法修習を経て、最終的に法曹資格を取得する⁽⁴³⁾。アメリカでは、前述したとおり、どこのロースクールでもクリニックやエクスターンシップを通して実際の法曹としての実務能力を身につける臨床法教育に力を入れている。日本では、司法試験合格後の司法修習で実務修習が行われるので、臨床法教育には力を入れない法科大学院も少なくない。臨床法教育は弁護士資格を持つ教員が少数の学生を指導し、学生が実際のクライアントに対し法サービスを提供するので、学生あたりの教育コストが高く、小規模なロースクールでは提供できないという現実がある。

しかし、アメリカのロースクールで行われている臨床法教育は、従来から日本で行われている司法修習で行われている実務教育とは目的も質も異なる。臨床法教育では、知的財産をはじめとする先端法律分野においては、現在の制度に対する政策提言を行ったり海外の制度との比較研究を行ったりすることで、教室で習った法理論及び政策原理を実社会で応用する場として教育及び研究の機会を提供している。従って、従来の司法修習のように裁判官や弁護士のもとで判決や訴状の書き方を学ぶ受身的教育に留まるものではない。また、日本でも法曹人口の増加と法律問題の複雑化により専門化が進むものと思われるが、臨床法教育は経験を通して将来どの分野の専門家となるか決定する貴重な機会となっている。更に、ワシントン大学ロースクールの例にもみられるように、臨床法教育は技術移転等を通して法科大学院の学生が知的財産に係る法曹以外の専門家、ビジネススクールの学生や発明の技術分野の理工学部学生と学際的教育環境においてお互い学びあうという貴重な機会を与える。しかしながら、前述したようにコストの問題もあり、知的財産分野においてこのような臨床法教育を準備しているロースクールは早稲田以外に見当たらないようであり、非常に残念である。

実際、米国においても、JDプログラムの3年間の

間に司法試験基礎科目に加え知的財産権法のような先端科目を全て履修するのは困難である。そのため、LL.M. を設けているロースクールが数多く存在し、日本においても将来的には、法科大学院を卒業した弁護士が先端分野の法律を学ぶための LL.M. が一部の法科大学院に開講されるものと考えられる。

ii 法科大学院以外における教育

(1) 知的財産専門大学院

以上のように法科大学院での知財教育に限界があることから、知的財産の専門職大学院がにわかに注目を集めている⁽⁴⁴⁾。東京工業大学の社会理工学研究科・経営工学専攻の知的財産マネジメントプログラムが2003年の4月から⁽⁴⁵⁾、東京大学の先端科学技術研究センター内の知財人材育成プログラムが2004年4月から⁽⁴⁶⁾開講しており、東京理科大学に総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻プログラム、大阪工業大学大学院に知的財産研究科知的財産専攻プログラムが11月に文部科学省の認可を受け2005年4月に開講する。これらの大学院は、卒業しても新司法試験受験資格は与えられない点で法科大学院と異なる。これらの大学院はビジネスに関する科目を中心にカリキュラムを組んでおり、法曹以外の知財専門家養成、技術企業家や大学 TLO 担当者等技術移転ビジネスに携わる者をターゲットにしているようである。その意味で、米国ビジネススクールの技術マネジメントや技術 MBA に対応するプログラムのようにも解釈されるが、アメリカのプログラムより多くの知的財産に関する講座が設けられている。その意味で、日本に固有な教育機関と考えることもできる。

これらの専門職大学院では、司法試験科目に縛られることが無いのでかえって広範なカリキュラムを組むことが可能で、夜間のプログラムを組む等して社会人を含む多彩な経歴及び専門性を持つ学生を集めているようである⁽⁴⁷⁾。これらのプログラムでは、企業出身の教授・講師陣が実際に知的財産に関しビジネス上問題となった具体的事例を使ってケーススタディによる実践的な教育を行っている。その意味では法科大学院よりアメリカのロースクールに近い環境で学生を教育していると評価することができよう。

これらの専門職大学院の卒業生は、将来自分のした発明をもとに起業家をめざす者、企業内で知的財産ビ

ジネスに携わる者に加え、弁理士となることめざす者も含まれる。知的財産をキーワードにその活用に必要な法律、ビジネス、技術をバランス良く効果的に習得するための教育機関として今後も知的財産国家戦略達成の重要な担い手として大きな期待がかけられている。

(2) 知的財産学部・技術者向け知財教育プログラム

以上のプログラムは大学院レベルのプログラムであるが、学部レベルのプログラムとしては平成14年4月に大阪工業大学が知的財産学科を新設している⁽⁴⁸⁾。また、政府から文部省を通して知的財産教育のための補助金がでている関係上、工学部や医学部をはじめとした法学部以外の学部でも知財の集中講座を開講する大学は増加している。例えば東京医科歯科大学ではライフサイエンス分野の研究に携わるバイオ技術者・医療関係者を対象に2005年2月に1週間の試験的集中講座を行い、2005年5月から6月にかけて社会人夜間プログラムを開講する予定である⁽⁴⁹⁾。このプログラムでは、ライフサイエンス分野に特有な研究倫理の問題や、薬品等に関する厚生省の認可のプロセスについての講座も含め特色を持たせてある。また、早稲田大学もナノ・IT・バイオ知財経営戦略と銘打って、知財資産の活用に焦点をあてている⁽⁵⁰⁾。いずれも政府の助成金で運営されているため、実費のみで参加費等は必要無い点で、専門職大学院等とは異なる。

この他、知的財産権に対する関心の高まりを反映して、研究者、起業家、一般サラリーマンや市民向け等各種のセミナーや教育講座が開催されているようである。これらの講座や独学で習得した能力を評価するため、2002年に知的財産教育協会⁽⁵¹⁾が設立され、知的財産検定が実施されるようになり、多数の人が受験しているようである。

iii 日米における教育制度の違い及び今後の課題

このように司法試験制度の違いから日本ではアメリカより更に多彩な教育機関によって異なった特色を持つ知財専門家が養成されることになる。それに加え利用者である発明者・研究者にも様々な教育の機会が与えられ、知的財産に対する基礎知識が底上げされる傾向にある。日本の知財教育が国家戦略の一環として政府資金を投入して国家規模で行われている点においても米国と異なる。米国での知的財産教育への関心はあくまでも、学生を雇用する法曹界又は産業界の要請に

応じる民間主導で徐々に高まってきたが、日本では産業界の要請に応じるという理由付けはされているものの、政府主導で非常に短期間に網羅的な制度が構築されてきている点が興味深い。その結果、知的財産専門家の数が増加するばかりでなく、国家資格を持つ弁理士・弁理士をはじめ、国家資格を持たないビジネス及び知的財産の活用を専門とする知的財産専門大学院卒業生まで多種多様な専門家の中から選択の幅が広がり、利用者のニーズに柔軟に対応できる制度の構築が期待される。

その一方、国際競争力の面を考えると、前に述べたように法律という同じ土俵で異なる専門性を持つハイブリッド専門家が交渉にあたるのが知財専門家に限らず米国の強みであると指摘されているにも拘わらず、現在の日本の制度は、各分野の枠を出て学際的教育環境を作ることは困難なようである。特に国際化の傾向が強い知的財産分野の紛争処理の局面で最も重要な役割を担う法曹を養成する法科大学院で法学部以外の出身者や社会人の割合が低くなることは知的財産立国をめざす国家戦略上、重要かつ深刻な問題である。この問題の解決には、司法試験の合格率の見直しも重要な課題であるが⁽⁵²⁾、他学部や他大学との連携を深めて、共同講義等を通して学際的教育環境を作り出す法科大学院による積極的な努力が必要となろう。

また、先に述べたように、アメリカの法曹教育の特色である臨床法教育に力を入れる法科大学院は日本ではまだ少ない。知的財産分野では紛争に解決に必要な他分野の法律知識のみならず、知的財産の活用に必要なビジネス・技術知識を身につけ、他分野の専門家と円滑に協働するため、知財専門家の養成に臨床法教育は必須と考えられる。従って、日本の法科大学院は知財の臨床法教育にもっと力を入れるべきであり、知的財産専門職大学院においても、積極的に知的財産権法臨床法教育が行われるべきである。

特に、法科大学院の多くが総合大学に設置され、また知的財産専門職大学院は工業大学又は工学部内に設置されているため、技術移転は身近な存在であり、知的財産権法の先端的臨床法教育の場として積極的に利用すべきである。大学の技術移転活動は、最近、米国では自由であるべき技術を私有化する制度として、また研究や教育といった大学本来の責務との利益相反に基づき批判の対象となっている。日本では技術移転が

始まったばかりであり、利益追求に走る大学の行為が問題視される程、活発化するには至っていないが、知的財産戦略本部が発表した推進計画では大学及び研究者自身の評価に知的財産の創造及び技術移転が評価指針とされることが明らかにされている。従って同じような批判が日本でも近い将来提起されることが予想される。しかしながら、もし、技術移転が大学の本来の目的である教育及び研究の機会に使われるとすれば、このような批判をある程度払拭することができる。技術移転は、法科大学院や知的財産専門職大学院の学生に対しては臨床法教育を通して、これらの大学院の教員に対してはケーススタディを通してこのような教育及び研究の機会を与える理想的な環境である。この過程には、ビジネススクールや工学部の学生のみならず、技術が移転される側の企業関係者も参加することが予想され、日本の国家戦略である知的財産の創造・保護・活用の全般について学際的且つ実践的教育をする理想的な環境が提供されると共に、技術移転を通して学生たちが実際に国家戦略に資する機会を提供することになろう。

尚、このような知的財産権法の臨床法教育を普及させるためには、特許法 30 条の見直しが必至である。なるべく早い機会に、行為態様に限定されること無く、出願前一定期間の技術移転活動に必須な発明の商業的価値評価等の行為が自由に行われるようグレースピリオドを導入する現行法 30 条の見直しが必要とされよう⁽⁵³⁾。

更に国際競争力を高めるためには、法科大学院及び知的財産専門大学院はもっと英語での授業を増やし外国から積極的に留学生を受け入れるべきであり、これら大学院の教員は論文、報告書等を積極的に英語で発表すべきであろう。日本は今後、知財教育分野では最も高度な教育制度を持つ国になると予想され、アジアのみならず欧米からの学生にとっても魅力的な留学先となる可能性を秘めている。しかしながら、日本語での授業を行う限り、参加できる留学生の数も限られる。日本人学生にとっても、紛争解決に必要な英語での交渉能力向上が期待できず、また、アメリカのロースクールのような留学生から出身国の文化や法律制度を学ぶ機会も限られてしまう。特に、バイオ等海外での起業が一般化している分野では英語でのコミュニケーション能力の向上は必須であろう。

4. 弁理士と知財教育

以上述べた通り、今後は多様な専門性を持つ知的財産専門家が養成され、数も増加し、競争が激化する。また、弁理士の中も特定侵害訴訟代理業務試験に合格し特定侵害訴訟に関する訴訟代理人になれるいわゆる付記弁理士とそれ以外の弁理士との差別化が行われ、競争の激化が予想される。更に、利用者側の知的財産知識の向上から弁理士をはじめとした専門家にはより質の高いサービスの提供が求められることになる。そのため、弁理士の中には将来に不安を持つ者も少なくないようである。

アメリカにおいても特許弁理士の数は近年非常に増加しており、競争は激化している。私が渡米した15年前には、バイオ分野の博士号を持っていたり、需要の多い電気・IT分野の専門性を持つ学生は自由に就職先を選ぶことができたが、近年はシアトル市内で就職することが適わず、カリフォルニアや東部の大都市に職を求める確率が高くなっている。中には、希望通りの知的財産関係の事務所への就職をあきらめ、他分野の法曹となる者も増えている。有力大学以外の出身者ではその傾向は更に強くなっている。また、シアトルの特許事務所では、従来、一定期間まじめに働けばほぼ確実にパートナーになれたが、最近ではパートナーになれずに独立を余儀なくされる者、企業内弁理士に転職する者も増えているようである。

日本も近い将来同じような競争が現実化するものと考えられ、米国より多種多様な専門家が養成されるため、より激しい競争が予想される。そのような競争社会で、弁理士が専門家として生き残っていくためには、弁理士会は弁理士として必要な基礎的実践能力の構築に必要な項目についての研修システムを充実させるべきであろう。例えば、法律分野では、付記弁理士となるために必要な訴訟手続に関する研修に限らず、契約法の基礎や仮定ライセンス交渉等により実践的教育に力を入れるべきであろう。特に、欧米、韓国、中国等知的財産主要国の法制度に関する知識と海外弁理士・弁理士とのコミュニケーション能力は重要であり、単なる法律の授業に留まらず英語で日本の制度を伝えたり相手の制度を訊ねたりする文書作成能力を養成する研修にも力を入れるべきであろう。

この意味で、知的財産専門大学院のカリキュラムは理想的な弁理士養成を目的によく検討されており、非

常に参考になろう。知的財産専門大学院における教育が充実し、一定の評価を得れば、将来的には、ロースクール同様、弁理士資格を持っていても、知的財産専門大学院を卒業していなければ就職できない時代が来るかもしれない。

また、弁理士個人レベルでは、弁理士合格は単なるスタートラインに立つことで、法律・ビジネス・技術のいずれかで積極的に専門性を高めていくことでその後の競争に勝ちぬいていく覚悟が必要となろう。アメリカのロースクールでの教育は学生に司法試験合格後の競争に必要な素養を備えるものであり、日本の法科大学院も同様の理念で教育が行われる。弁理士の場合、弁護士と異なり、法科大学院の卒業や司法修習が資格取得の条件とならないため、自ら競争に必要な素養を見につけるよう心がけるべきであろう。

具体的には、弁理士会の研修に積極的に参加するだけに留まらず、法律の専門性で競争したいと考えるなら、付記弁理士に留まらず、法科大学院に行き法曹となるべきであろう。ビジネスで競争したいと考えるなら、職業を通しての経験のみならず、知的財産専門職大学院に行き幅広い経験を得ることも得策であろう。3つの専門性の中でも、特に弁理士に期待されるのは技術の専門性である。この意味で、専門誌等により技術知識の更新に積極的に努めるとともに、場合によっては大学院に戻って、バイオ等先端技術の専門性を高めることも必要であろう。このような競争を通して、弁理士の中も専門を通してクライアントの信頼を獲得し、知的財産の創造・保護・活用に積極的に貢献していく者とクライアントがあまり重要でないと評価した発明について、防衛特許の取得のため、安い報酬で出願書類を作成する者と二分してくるようになる。

5. 結び

以上、アメリカの知財専門家とその知財教育について解説し、日本の法科大学院をはじめとする知財教育と比較し、その特色及び課題について述べた。また、筆者のアメリカでの経験を元に、来る知財専門家間の競争に備え、弁理士全体及び個人の競争力を高めるための私見を示してみた。日本ではとかく和を尊み、競争は敬遠されてきたが、真に能力による競争社会は、意欲のある者、能力のある者にチャンスを与える。弁理士が国際競争力を持ち、魅力ある職業として生き残

るためには、充実した教育・研修システムを通して弁理士会全体としての専門性及び提供サービスの向上に努めるとともに、個々の弁理士の専門家としての意識向上が求められることになる。

注

- (1) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>。
- (2) 知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>
- (3) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2004」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.html>
- (4) 同上第5章。
- (5) 座談会「司法制度とビジネスロー」ロー & テクノロジー15号4頁（2002）
- (6) パテントバーの受験資格については、USPTOのホームページを参照。
- (7) 従来はLL.B.（法学学士）と呼ばれていたが、大学院レベルの学位であることを反映して20世紀中頃からJ.D.（法学博士）と呼ぶようになった。
- (8) 米国の法学教育関連学位については、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gjjiroku/005/010901/s5-7.htmに解説がある。
- (9) 米国ロースクールの第三者評価機関にはABAとAALS（Association of American Law School）が存在する。ABAは教育の質を維持・向上のため、新設ロースクールのカリキュラム、教員、施設等の評価を行い、司法試験受験資格を授与するのにふさわしい法曹教育を行っているか確認している。
- (10) 各州の司法試験の内容、合格率については、<http://stu.findlaw.com/thebar/results/index.html>を参照。
- (11) 現在、ワシントン州においてもLL.M.卒業生に受験資格を与えることが検討中である。
- (12) ワシントン大学ロースクールの受験資格については、<http://www.law.washington.edu/IPLaw/Admissions.html>を参照。現在までに、日本、韓国の理工学部出身の弁理士、特許庁審査官、企業特許部出願担当者等がJ.D.と同等の経験により入学を許され、LL.M.を取得している。
- (13) 知財分野に重点を置くロースクールの中では、例えば、ジョージワシントン大学ロースクールはS.J.D.プログラム（<http://www.law.gwu.edu/acad/sjdegree.asp>）を、ワシントン大学ロースクールはPh.D.プログラム（<http://www.law.washington.edu/AsianLaw/teach/phd.html>）を開講している。
- (14) ワシントン大学ロースクールの知的財産権科目の内容については<http://www.law.washington.edu/Courses/Catalog/cbCourselist.asp?TOPIC=INTPROP>を参照。
- (15) U.S. ニュースによる全米のロースクールのランキングについては、以下のアドレスに掲載がある。http://www.usnews.com/usnews/edu/grad/rankings/law/brief/lawrank_brief.php
- (16) Shidler Center for Law, Commerce and Technology, <http://www.law.washington.edu/lct/>
- (17) 医療法プログラムについては、http://www.law.washington.edu/LawSchool/Health_Law/を参照。
- (18) ワシントン大学のAdvisory委員については、<http://www.law.washington.edu/Casrip/about/advisory.html>を参照。他のロースクールでも同様な助言機関とともにカリキュラムの見直しを行っている。
- (19) 2004年度の3位までのランキングについては、以下のアドレスに掲載がある。http://www.usnews.com/usnews/edu/grad/rankings/law/brief/lawsp05_brief.php
- (20) 集中トラックについては、<http://www.law.washington.edu/Students/Academics/ctIntellectual.html>を参照。この単位数は、3学期制による単位数である。米国の大多数のロースクールは2学期制をとっているため、単位数は卒業単位はこの3分の2になるが、1単位に必要なとする授業数は3学期制と2学期制とで相違はない。
- (21) LL.M./J.D.同時取得プログラムについては、<http://www.law.washington.edu/Students/Academics/Concurrent.html>を参照。
- (22) LL.M.については、<http://www.law.washington.edu/IPLaw/>を参照。
- (23) 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」平成14年8月5日（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020803.htm）
- (24) ソクラティックメソッドについては、田中英夫「ハーヴァード・ロースクール」（昭和57年）、フィリップ・アリーダー「ソクラティック・メソッド」ジュリスト1239号81頁（平成15年）を参照。
- (25) このような批判に対し、ソクラティック・メソッドを適正に使えば弊害は無く教育効果も高いという指摘がある。前掲(5)「ソクラティック・メソッド」。
- (26) 米国ロースクールは全米ロースクール協会（AALS）の主催する教員公募制度によって教員を採用する。教員希望者はAALSホームページ<http://www.aals.org/index.html>からオンライン登録可能である。
- (27) 米国の先発明主義については、Toshiko Takenaka, Rethinking the United States First-to-Invent Principle from a Comparative Law Perspective: A Proposal to Restructure § 102 Novelty and Priority Provisions, 39 Hous. L. Rev. 621 (2002) を参照。
- (28) 例えば、CAFCのフェスト大法廷判決では、チザム教授の著書のみならず、彼の学生の論文も引用されていたことは記憶に新しい。Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co., 234 F.3d 558 の573ページ。
- (29) サンタクララ大学ロースクール（http://www.scu.edu/law/hightech/summer_session.html）、フランクリンピアスロースクール（<http://www.piercelaw.edu/ipb/ipbul.htm>）は毎年、J.D.学生向けの夏期講習を開催している。ジョー

- ジワシントン大学ロースクールはマックスプランク研究所と共催で、2004年夏からミュンヘンでサマープログラム (<http://www.law.gwu.edu/tech/munich.asp>) の開催を開始した。
- (30) Summer Institute の情報については、<http://www.law.washington.edu/Casrip/Institute/> を参照。
- (31) 全米各州のCLE履修義務は http://www.lexisone.com/legalresearch/legalguide/continuing_legal_education/continuing_legal_education.htm に掲示されている。尚、1単位はだいたい一時間のセミナー参加又は自習が要求される。
- (32) 知財のCLEプログラムはオンラインでも多数提供されている。例えば、<http://www.findlaw.com/07cle/index.html> を参照。
- (33) 2005年は7月22～3日に開催され、プログラムは <http://www.law.washington.edu/Casrip/Summit/> に掲載。
- (34) 技術起業センターのホームページアドレス <http://depts.washington.edu/cte/>
- (35) 技術MBAのホームページアドレス <http://depts.washington.edu/tmmba/>
- (36) ビジネスモデルコンペティションについては、http://depts.washington.edu/cte/CTE_BPC_Overview_Short.shtml を参照。
- (37) 知的財産権管理コースのホームアドレスは http://www.extension.washington.edu/ext/certificates/inp/inp_gen.asp
- (38) 前掲(10) 答申。
- (39) 早稲田大学で開講される知的財産科目については、http://www.waseda.jp/law-school/jp/education/class03_w07.html を参照。これに加え、知的財産法のリーガルクリニックやエクスターンシップを通して、生きた法実務を学ぶ機会が与えられる。<http://www.waseda.jp/law-school/jp/education/clinic02.html>
- (40) 新司法試験制度については、片岡博「いわゆる法曹要請関連法の成立について」ジュリスト1239号75頁(平成15年)と座談会「新しい司法試験・司法修習」ジュリスト1239号34頁(平成15年)を参照。
- (41) 朝日新聞10月8日朝刊。LEC法科大学院サイトに掲載 <http://www.lec-jp.com/houka/topics/info041028oshirase.shtml>
- (42) 法務省素案による2006年以降の新司法試験と現行司法試験の合格者数については <http://www.jp-lawschool.com/special/rate50/001.htm> を参照。
- (43) 司法修習の期間・内容の詳細については未定である。前掲「新しい司法試験・司法修習」59頁以降参照。
- (44) 中央教育審議会大学分科会「専門職大学院(仮称)に関する提言」平成14年7月5日 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/004/020702c.htm-top
- (45) <http://www.me.titech.ac.jp/ip/>
- (46) <http://www.ipschool.jp/>
- (47) 例えば、大阪工業大学のカリキュラムは外国の知的財産法や先端技術分野に特殊な問題を扱う講座等非常に多彩であり、社会人が学べるよう夜間や土曜の授業を充実させている。http://www.oit.ac.jp/japanese/gakubu/daigakuin/tizai_senmonsyoku.html
- (48) http://www.oit.ac.jp/japanese/gakubu/tizai/t_index.html
- (49) http://www.tmd.ac.jp/tlo/program/1_prog.html
- (50) <http://www.chizai.waseda.ac.jp/>
- (51) <http://www.ip-edu.org/outline/index.html>
- (52) 法科大学院協会は法務省素案の新司法試験合格者数について増加の方向で見直しを求める要望書を提出している。<http://www.lawschool-jp.info/news05.html>
- (53) 日本の国家戦略上も、特許出願前の発明者の論文発表等の行為により発明の新規性が喪失することを防止するため、特許法30条新規性喪失例外規定の見直しが急務とされている。知的財産戦略推進本部「知的財産推進計画2004」第1章3(2)(2004年5月27日)。

(原稿受領 2004.12.20)